

身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（概要） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「身体障害者等に対する軽自動車税の減免の申請期限（以下「減免申請期限」という。）を納期限まで延長しても支障はないとしている市町村がある。」「納期限を過ぎても直ちに滞納処分や督促を行うものではないと考えられることから、総務省自治税務局が市町村に示している「市（町・村）税条例（例）」（昭和 29 年 5 月 14 日付け自乙市発第 20 号。以下「税条例（例）」という。）において、軽自動車税の減免申請期限を納期限前 7 日までとする合理性に疑問がある。」等の意見を踏まえて、平成 27 年 3 月 10 日、総務省自治税務局にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できるとされており、多くの市町村は、減免申請期限を納期限（5 月 31 日）の 7 日前までとしている。一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できるとされており、都道府県の多くでは、納期限（5 月 31 日）までに減免申請を行えばよいと聞いている。自動車税は月割りでの還付が認められる場合があるのに対し、軽自動車税は月割りでの還付が認められていないことを考慮すると、軽自動車税の減免申請期限を、せめて納期限（5 月 31 日）までとする措置を普及・拡大してもらいたい。

（注） 本件は、行政相談委員（広島県）が受け付けた相談である。

○ 総務省自治税務局が市町村に示している税条例（例）の概要

総務省自治税務局が、市町村へ執務の参考として示している税条例（例）では、軽自動車税の減免を受けようとする身体障害者等は納期限の 7 日前までに申請手続きを行うことが例示されている。

○ 市町村における軽自動車税の減免申請期限の設定状況

政令指定都市 20 市、中核市 43 市及び特例市 40 市の計 103 市のうち、63 市（61.2%）が税条例（例）と同じ期限としている。

（あっせん要旨）

総務省自治税務局は、軽自動車税の減免を受けようとする者の利便にも配慮する観点から、軽自動車税の減免申請期限に係る税条例（例）の記載を見直すなどにより、市町村において、軽自動車税の減免申請期限を弾力的に取り扱うことができる旨を改めて周知する必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、現行の税条例（例）に従って軽自動車税の減免申請期限を納期限前 7 日と設定している市町村における減免申請期限の延長が期待できる。これにより、申請者の利便の向上にも結び付くと考えられる。

軽自動車税及び自動車税の制度の概要

軽自動車税は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく市町村税であり、同法第 442 条の 2 及び第 445 条によれば、4 月 1 日に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有する者を対象に、主たる定置場所在の市町村が課するとされている。

一方、自動車税は、地方税法に基づく道府県税であり、同法第 145 条及び第 148 条によれば、4 月 1 日に自動車（軽自動車税の課税客体である自動車等を除く。）を所有する者を対象に、主たる定置場所在の都道府県が課するとされている。

なお、自動車税は、地方税法第 150 条第 1 項により、4 月 2 日以後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割で自動車税を課することとされている（軽自動車税は、このような月割での賦課が地方税法等で規定されていない。）。

軽自動車税と自動車税の制度の概要は、表－1 のとおりである。

表－1 軽自動車税及び自動車税の制度等の概要

名称	軽自動車税	自動車税
根拠	地方税法第 5 条	地方税法第 4 条
課税主体	主たる定置場所在の市町村	主たる定置場所在の都道府県
定置場の判断	軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所	自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、かつ、点検整備、運行管理等自動車の使用を管理する場所
納税義務者	軽自動車等の所有者 ただし、軽自動車等の販売において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、使用者が所有者とみなされる。	自動車の所有者 ただし、自動車の販売において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、使用者が所有者とみなされる。
賦課期日	4 月 1 日	4 月 1 日
月割での賦課の有無	なし 4 月 2 日以後に軽自動車等を取得した場合は、当該年度は賦課されない。	あり 4 月 2 日以後に自動車を取得した場合は、その取得した月の翌月から月割で賦課される。
納期限	原則として 4 月中 ただし、条例において異なる納期限を定めることができ、多くの市町村では 5 月中（平成 26 年度は土日にかかるため 6 月 2 日まで）としている。	原則として 5 月中 ただし、条例において異なる納期限を定めることができ、青森県及び秋田県は 6 月中としている。

（注）地方税法等に基づき、当局が作成した。

身体障害者等に対する軽自動車税等の減免制度

1 軽自動車税及び自動車税における減免の概要

軽自動車税については、地方税法第 454 条により、市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより軽自動車税を減免できるとされている。これを踏まえ、各市町村では条例で軽自動車税の減免について定めている。

一方、自動車税については、地方税法第 162 条により、道府県知事（注）は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、自動車税を減免することができる。これを踏まえ、各都道府県では条例で自動車税の減免について定めている。

（注）地方税法第 1 条第 2 項の規定により、道府県に関する規定は都にも準用される。

2 月割での還付

自動車税については、地方税法第 150 条第 1 項により、月割で賦課されることとされており、年度途中で納税義務が消滅した場合には月割で還付される（地方税法第 150 条第 2 項）こととなっている。そして、都道府県によっては、減免申請期限を過ぎて減免申請を行ったとしても、申請月の翌月以降の自動車税は月割での還付が認められる場合がある。これに対し、軽自動車税は月割での還付は認められていない。

3 総務省が示す税条例（例）での例示

総務省が市町村に示している税条例（例）では、次のように軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限の 7 日前までに申請手続を行うことが例示されている。

税条例（例）第 90 条第 2 項の要約

軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市（町・村）長に対して、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示するとともに、申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

4 身体障害者等の所有する軽自動車等に対して軽自動車税の減免を行った台数

32 万 5,232 台（平成 25 年 4 月 1 日時点）

市町村における軽自動車税の減免申請期限の設定状況

1 政令指定都市、中核市及び特例市の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の政令指定都市 20 市、中核市 43 市及び特例市 40 市の計 103 市における軽自動車税の減免申請期限の設定状況をみると、表－2 のとおり、63 市 (61.2%) が税条例 (例) と同じ期限、40 市 (38.8%) が税条例 (例) と異なる期限としている。

表－2 政令指定都市等における軽自動車税の納期限及び減免申請期限の設定状況

(単位：市)

区分	納期限	減免申請期限			計	
		税条例(例) と同じ期限	税条例(例)と異なる期限			
			納期限まで	その他		
政令指定都市 (20 市)	5/31	6	13	10	3	19
	6/5	1	0	0	0	1
中核市 (43 市)	4/30	1	0	0	0	1
	5/31	26	16	14	2	42
特例市 (40 市)	5/31	28	11	10	1	39
	6/5	1	0	0	0	1
計		63 (61.2%)	40 (38.8%)	34	6	103 (100%)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 納期限が土曜日又は日曜日である場合には、翌週の月曜日に納期限が延長される場合がある (表－3 及び表－4 も同様)。

2 当局が抽出した 30 市町村の状況

一般市及び町村それぞれ 10 市町村を抽出して減免申請期限の設定状況を確認したところ、表－3 のとおり、26 市町村 (86.7%) が税条例 (例) と同じ期限、4 市町 (13.3%) が税条例 (例) と異なる期限としている。

表－3 抽出した市町村における軽自動車税の減免申請期限の設定状況

(単位：市町村)

区分	納期限	減免申請期限		計
		税条例(例)と同じ期限 (納期限 7 日前まで)	税条例(例)と異なる期限 (納期限まで)	
一般市	5/31	7	3	10
町	5/31	9	1	10
村	5/31	10	0	10
計		26 (86.7%)	4 (13.3%)	30 (100%)

(注) 当局の調査結果による。

都道府県における自動車税の減免申請期限の設定状況

自動車税は、月割で賦課されることとなるため、自動車を取得した年度においては、減免申請をした月以後減免を受けることができる。そして、減免を受けた年度の翌年度以降も減免を受けようとする場合には、多くの都道府県で減免申請を行う必要があるとしており、全都道府県における減免申請期限の設定状況をみると、表－４のとおり、26 (55.3%) の都道府県が減免申請期限を納期限までとしている。

表－４ 都道府県における自動車税の減免申請期限の設定状況

(単位：都道府県)

納期限	初めて減免を受けた年度の翌年度以降の減免申請期限					計
	納期限 7日前まで	納期限 5日前まで	納期限まで	納期限よりも 後の日まで (年度末まで等)	その他	
5/31	8	1	25	4	7	45
6/30	1	0	1	0	0	2
計	9 (19.1%)	1 (2.1%)	26 (55.3%)	4 (8.5%)	7 (14.9%)	47 (100%)

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「その他」は、主に減免申請事項に変更がない場合は申請を要しないもの。
 3 割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない。

軽自動車税に係る納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間

1 軽自動車税に係る納税通知書の発送期限

市町村が納税者に交付すべき納税通知書は、地方税法第 446 条第 2 項により、遅くとも、その納期限の 10 日前までに納税者に交付することとされている。

2 軽自動車税に係る納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間

40 市町村を抽出し、平成 26 年度における納税通知書の発送日及び減免申請期限について確認したところ、表－5 のとおり、減免申請期限が納期限前 7 日となっている 4 市町村では、納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間が 10 日以内となっていた。このうち、最短で 6 日（1 市）となっていた。

表－5 各市町村における納税通知書の発送から減免申請期限までの期間

(単位：市町村)

納税通知書の発送日から 減免申請期限までの期間	減免申請期限				計
	4月23日	5月23日	5月26日	6月2日以降	
5日以内	0	0	0	0	0
6日以上10日以内	4	0	0	0	4
11日以上15日以内	6	0	8	0	14
16日以上20日以内	0	0	10	0	10
21日以上25日以内	0	1	7	1	9
26日以上30日以内	0	0	2	0	2
31日以上	0	0	0	1	1
計	10	1	27	2	40

(注) 当局の調査結果による。

総務省自治税務局の意見

1 税条例（例）において軽自動車税の減免申請期限を納期限前 7 日までとした経緯・理由等について

軽自動車税に係る身体障害者等に対する減免についての税条例（例）の規定については、「下肢又は体幹不自由者に対する自動車税又は軽自動車税の減免について」（昭和 41 年 3 月 28 日自治府第 31 号）によって、条例（準則）に関連条文を設けたところであるが、その際に、自動車税、軽自動車税共に、減免申請期限を「納期限前 7 日」とした。これについては、既に存在していた各税目における減免に関する条例（準則）の規定において、減免申請期限を「納期限前 7 日」としていたことと同じ内容の規定としたものと考えられる。「市（町・村）税条例（準則）等の一部改正について」（平成 12 年 4 月 1 日自治市第 44 号）により、条例（準則）は、税条例（例）に改められたが、市町村における執務の参考資料となるこの税条例（例）においても、減免申請期限は、「納期限前 7 日」とされて現在に至っている。

減免申請期限を「納期限前 7 日」としている理由については、減免の申請に対する審査、減免の決定の通知等に要する期間、減免とならなかった場合の納税義務者の納付のための期間等を勘案して定められたものと考えられる。

2 税条例（例）の記載の見直しの余地について

減免の審査、決定、通知等の事務処理に要する期間の短縮状況等を踏まえ、減免申請期限を「納期限前 7 日」と定める必要がない市町村もあると考えられること、都道府県の自動車税においては、減免申請期限を「納期限まで」と条例で規定している都道府県が半数以上となっていること等を踏まえ、市町村の条例における各税目の減免申請期限の規定状況も勘案しつつ、税条例（例）における減免申請期限を「納期限前 7 日」から「納期限（前 日）」（注）に改正すること等について検討したい。

（注）「納期限（前 日）」は、納期限又は納期限前の任意の日数を市町村の判断で決定させることを表す。

市町村の意見

○ 減免申請期限を税条例（例）と同じ期限に設定している市町村

ア 軽自動車税の減免については、当市の税条例において、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限の7日前（5月24日）までに申請を行うことを規定している。このような規定を設けているのは、総務省が発出している税条例（例）の規定内容を参考にしていることによる。

7日前になっている理由としては、納期限まで減免申請期限を延ばすと、口座振替等は減免決定前に税金が本人の口座から引き落とされることとなり、また不承認の通知の場合は、納期限後に届くことになるため、そのような事態を防ぐことも考慮したものとする。よって、納期限までに減免承認・不承認決定を行うためにも7日前の期限が望ましいと考える。また、他の突発的な災害による減免等と異なり、4月1日に身体障害者等であることは事前に分かっていることであって、約3週間の申請期間が短いとは考えていない。

なお、当市では、身体障害者等で前年度減免申請のあった者に対しては、継続申請の案内を行って申請漏れを防ぐための取組を行っている。

イ 軽自動車税の身体障害者等の課税免除については、当市の税条例施行規則に基づき、軽自動車税の課税免除を受けようとする者は納期限の7日前までに申請を行うことを規定している。このような規定を設けている経緯は、総務省が発出している税条例（例）の減免の規定内容を参考にしていることが考えられる。仮に課税免除申請期限を過ぎて申請があった場合には、当該年度の課税免除は認めず、翌年度から課税免除を適用することとしている。

軽自動車税の課税免除申請期限を納期限までに延長することについては、市民からの要望がないため検討していない。ただし、税条例（例）の規定内容が変わった場合等、減免申請期限を延長する可能性はあるものとする。

なお、当市では、一度承認を受ければ、翌年度以降も課税免除とする取扱いとしている。そのため、当市に関しては、課税免除申請期限の延長に伴い事務処理の負担が増えるなどの支障は少ないと考える。

○ 減免申請期限を納期限までに設定している市町村

軽自動車税の減免については、当市の税条例において、軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限（5月31日。なお、平成26年は6月2日）までに申請を行うことを規定している。減免申請期限を納期限までとしている理由は、当市が属する県が自動車税の減免申請期限を納期限としていることに合わせてのことだと聞いている。

減免申請の審査は形式的なものであり、申請書の記載内容や添付資料に不備がなければ申請を受理することになるため、事務手続に要する時間は短時間である。また、仮に減免申請したものの減免の要件に該当しなかった場合は、申請者（納税者）に連絡の上説明し、早急に納付するようお願いしている。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 収	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長